

長谷川 満副議長 挨拶

配付資料：議会活性化委員会（第3回）会議概要

■『今後の松戸市議会のあり方 検討報告書』の項目別概略説明及び意見交換（第2回目）

1「2 検討結果及び結果（2）一般質問」について（説明者／宇津野委員）

前回（12/26）に概略説明を行ったため、意見交換より行う。

問題点が二つある。

①形骸化という点についてどのように考えるか。問題があればどのようにすれば良いか。

②「一般質問後の対応」について。（言いつ放し、聞きっ放しとならないか）

意見；形骸化といわれる理由。

・答弁のほとんどが市長ではなく、部長であること。

・原稿で書かれた事前のやり取りの範疇であること。

→打開策・できるだけ市長が答弁するよう申入れをする。

・一つの方法として、一問一答式や対面式を採り入れる。

・6月、9月、12月定例会において、毎回はともかく代表質問を実施する。

；何をもって形骸化していると言われているか。この点の共通認識が必要ではないか。

（懇話会の議論としては、一般質問をより有効なものにするためには、委員会審査を活性化させることが形骸化から脱することではないか。よって一般質問は現状で良いとの意見である）

；現状のままで多くの議員が登壇（一般質問）できるようの方が良い。また、市長の答弁機会が多くなると変わってくるのではないか。

；本会議の傍聴に来てもらえるようにするにはどのようなしたら良いかを考える。

；「対処します」「善処します」「検討していきます」という答弁をしていることが形骸化ではないか。我々議員と同じ目線で答弁しているかという中身の問題ではないか。この問題を解決するには、一問一答式などの形式の話になるのではないか。

；我が会派では、一般質問して答弁した内容について、執行部ではその後どのようなになっているか、つまり答弁したことを確約してもらうには、どうしたら可能かの議論をしている。言いつ放し、聞きっ放しの問題を議会としてどのように対応していくかが大事ではないか。

；重複している質問も多々あり、効率性の点から将来的には代表質問を増やすことの検討も必要ではないか。一問一答式は若干時間が掛かるのではと危惧する。現状の方法で良いのではないか。

；一問一答式など形式部分について、先行例の状況（成果があったか）を聴いてみたい。

；執行部は、過去から継続して質問されている事項については真摯に受け止め、一步踏み出した答弁が必要である。最後には市長が直接答弁するなど形式よりも中身の改善が必要ではないか。

；代表質問を増やしてはとの話もあるが、より多くの議員に発言の機会を設けるとの点から現行どおり3月のみで良い。

；一議員として行う一般質問に対する執行部の対応をどこまで追及できるものなのか。まず、この議論が必要ではないか。（「議会軽視」という言葉から考えること）

- ;ある重要な市政のテーマについて、議会として一致できるものを極力見出す努力をすることが、形骸化を防ぐ一つの方策ではないか。
- ;一般質問の時間について、質問時間だけを切り取り、答弁時間は含まないとするのも活性化、改革ということに資するかもしれない。

◆決定事項

- ①「一般質問」について、議会活性化委員会としての議論をどこまでするか。
 - ・問題提起とするのか。(限られた時間の中でできることを先行するのか)
 - ・一つ一つきちんと結論を出すことにするのか。
 →問題提起とする。(限られた時間の中でできることを先行する)
- ②「一般質問」に関する本質的な議論は、議会全体の活動のあり方にかかわることであり、今後検討する「(4)委員会活動のあり方」の議論を待ち再整理する。また、個別に出された具体的なテーマについては、記録にとどめながら必要に応じ展開する。

2「2 検討結果及び結果 (3)請願・陳情の審査方法」について (説明者/城所副委員長)

懇話会からの提言

- ①委員間の意見交換を活性化するため、フリートーキング制を設けてはどうか。
- ②議会への市民参加の観点から、提出者の希望により趣旨説明を発言する機会を設ける。

意見;提出された陳情はできるだけ審査するという本市議会の姿勢をまず評価すべきではないか。

- ; 現行の陳情の取扱い (=できるだけ審査する) は評価する。
- ; 一般質問と請願・陳情、議案の関係。基本的な申し合わせでは、請願・陳情、議案が提出されている場合は、一般質問が出来ないことになっている。しかし、議会運営委員会で認められる場合がある。ここの整理が必要ではないか。
- この議論は、議会運営委員会の検討する事項と考える。
- ; 委員間のフリートーキング制は、制度的に認められるのであればやるべきである。
- ; 提出者の発言する機会を設けることは、議会の活性化に重要な役割を果たすことになり、取り入れていくべき。
- ; 提出者の発言は、代表者あるいは提出文書に記載のある人を原則とすべきである。
- ; 提出者の発言を認める場合、きちんとしたルールをつくる必要がある。
- ; 委員会審査を重視することからすると、所属常任委員会の委員が所管事務の継続調査事項について一般質問することは、いかがかという思いもある。
- 「(4)委員会活動のあり方」で議論することとする。

◆決定事項

- ①請願・陳情の審査にあたり、委員長の議事整理権で委員間のフリートーキング制を設ける。
 - ②陳情提出者の趣旨説明を発言する機会を担保する。表現としては「・・・(発言を) することができる」とする。発言は休憩中とする。発言時間は3分程度。
- 次回;平成20年1月28日(月)10:00~
「(4)委員会活動のあり方」(説明者/名木委員)から協議。
 - 次々回;平成20年2月1日(金)10:00~